

平成23年第6回辰野町議会定例会会議録(15日目)

1. 開会場所 辰野町議事堂

2. 平成23年6月17日 午後2時開議

3. 議員総数 14名

4. 出席議員数 14名

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 永原良子 | 2番 | 岩田清 |
| 3番 | 根橋俊夫 | 4番 | 堀内武男 |
| 5番 | 中谷道文 | 6番 | 熊谷久司 |
| 7番 | 船木善司 | 8番 | 篠平良平 |
| 9番 | 成瀬恵津子 | 10番 | 中村守夫 |
| 11番 | 宮下敏夫 | 12番 | 三堀善業 |
| 13番 | 宇治徳庚 | 14番 | 矢ヶ崎紀男 |

5. 会議事項

日程第1 議案第11号辰野町宮木中央介護予防センターの設置及び管理に関する条例の制定について

日程第2 議案第12号辰野町保育園条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第13号町立辰野総合病院設置等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第16号辰野町公の施設の指定管理者の指定について

日程第5 議案第14号平成23年度辰野町一般会計補正予算(第2号)

日程第6 請願・陳情についての委員長報告

日程第7 追加提出議案の審議について

議案第18号辰野東小学校管理教室棟耐震補強大規模改造工事
(建築工事)請負契約について

議案第19号平成23年度辰野町一般会計補正予算(第3号)

日程第8 議員提出議案の審議について

発議第1号辰野町議会委員会条例の一部を改正する条例について

発議第2号辰野町議会会議規則の一部を改正する規則について

発議第3号少人数学級の早期実現や複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書の提出について

発議第 4 号「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書の提出について

発議第 5 号長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書の提出について

発議第 6 号中部電力浜岡原子力発電所の廃炉を求める意見書の提出について

日程第 9 議会閉会中の委員会の継続審査について

日程第10 辰野町議会議員の派遣について

6. 地方自治法第 121 条により出席した者

| | | | |
|-----------------|--------|-----------------|--------|
| 町長 | 矢ヶ崎 克彦 | 副町長 | 林 龍太郎 |
| 教育長 | 古村 仁士 | 代表監査委員 | 小野 眞一 |
| 総務課長 | 小沢 辰一 | まちづくり政策課長 | 一ノ瀬 元広 |
| 住民税務課長 | 松井 夕起子 | 保健福祉課長 | 野沢 秀秋 |
| 産業振興課長 | 中村 良治 | 建設水道課長 | 漆戸 芳樹 |
| 水処理センター所長 | 一ノ瀬 保弘 | 会計管理者 | 林 康彦 |
| 教育次長 | 向山 光 | 病院事務長 | 荻原 憲夫 |
| 福寿苑事務長 | 宮原 正尚 | 消防署長 | 赤羽 守 |
| 両小野国保診療所 事務長 | 宮原 修二 | 社会福祉協議会 事務局長 | 百瀬 辰夫 |

8. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

| | |
|-----------|-------|
| 議会事務局長 | 飯澤 誠 |
| 議会事務局庶務係長 | 赤羽 裕治 |

9. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

| | |
|----------|-------|
| 議席 第 5 番 | 中谷 道文 |
| 議席 第 6 番 | 熊谷 久司 |

10. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

定足数に達しておりますので、第6回定例会15日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、議案第11号辰野町宮木中央介護予防センターの設置及び管理に関する条例の制定について、日程第2、議案第12号辰野町保育園条例の一部を改正する条例について、日程第3、議案第13号町立辰野総合病院設置等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第4、議案第16号辰野町公の施設の指定管理者の指定について、以上、4議案を一括議題といたします。福祉教育常任委員会における審査結果を、福祉教育常任委員長、中村守夫議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（中村）

本定例会初日、福祉教育常任委員会に付託されました議案第11号辰野町宮木中央介護予防センターの設置及び管理に関する条例の制定について、議案第12号辰野町保育園条例の一部を改正する条例について、議案第13号町立辰野総合病院設置等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第16号辰野町公の施設の指定管理者の指定についての4条例案について、6月13日町担当職員の同席を求め慎重に審査を行いました。以下、審査の結果を報告します。

議案第11号辰野町宮木中央介護予防センターの設置及び管理に関する条例の制定について、本議案は5月10日竣工の宮木中央介護予防センターの設置と管理に関する条例を制定したいとするものです。従来からの介護予防センターに関わる町と各区との話し合いが必要、名前の通りもっと利用して欲しい、特に男性の利用者がもっと増えて欲しい。町でも予算を取って活動しやすく、より多くの人利用出来る様に共に考えていくとの提案があり、委員全員一致にて可としました。議案第12号辰野町保育園条例の一部を改正する条例について、本議案は新町保育園移転に伴う住所の変更及び定員を羽北15人、平出10人、小野35人の減員をし新町保育園を60人増員する変更をしたいとするものです。町全体では保育職員の員数を考えて定員は動かさず中央保育園、東部保育園などの微増園児については、新町保育園などへの移動や将来は平出保育園またはほかの保育園新築移転で未満児保育の充実を図るなどして対処していくとのこと。今後も全体の流れを見て定員を適性配置していくとの説明があり、委員全員一致で可としました。議案第13号町立辰野総合病院

設置等に関する条例の一部を改正する条例、本議案は同病院が平成23年3月31日指定障害福祉サービス事業者の指定を受けたこと等に伴い、条例の一部を改正するものです。家族が介護できない時に短期間の入所で1泊、2万4,000円プラス食料1食630円で重度の障がい者のみなさんの受け入れができる事業です。委員より非常に大事なことでベットが有効利用でき、高齢化が進む家族の中で安心して短期入所ができる、預かってくれるというシステムが確立されることは画期的なこと、病院の柱とまではいかないが支援していくことにより、こんな事業もあるんだというイメージアップにもつながっていく、保健福祉課とタイアップして大きく事業を展開していくよう望み、特に問題はなく委員全員一致にて可としました。議案第16号辰野町公の施設の指定管理者の指定について、本議案は先の議案第11号の制定を受け指定管理者を指定するものです。指定期間には何らかの決まりがあるのかといった質問には、特別ないが町内介護予防センターの指定末日を27年3月31日に合せているとのことでした。特に問題はなく委員全員一致で可としました。以上、委員会における審査の結果をご報告致しました。全議員の賛同をいただき可決下さいますようお願いいたします。

○議長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(討論 なし)

○議長

討論を終結いたします。これより採決をいたします。はじめに議案第11号辰野町宮木中央介護予防センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。続いて議案第12号辰野町保育園条例の一部を改正する条例についてを採決いたしま

す。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。続いて議案第13号町立辰野総合病院設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。続いて議案第16号辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。日程第5、議案第14号平成23年度辰野町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第14号平成23年度辰野町一般会計補正予算(第2号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第14号は原案のとおり可決されました。日程第6、請願・陳情についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日に各常任委員会へ付託となりました請願・陳情について、各常任委員長より審査結果の報告を求めます。はじめに、請願第4号少人数学級の早期実現や複式学級の編制基準の

改善、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書、請願第 5 号「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書、請願第 6 号長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書、以上 3 件について福祉教育常任委員会における審査結果を福祉教育常任委員長、中村守夫議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（中村）

去る13日、委員全員出席のもと当委員会に付託されました、請願第 4 号少人数学級の早期実現や複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書、請願第 5 号「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書、請願第 6 号長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書の請願 3 件について慎重に審査を行いました。以下、委員会の審査内容に沿って報告いたします。

本請願 3 件についてはここ数年来、ほぼ同じ内容で提出されているものです。まず紹介議員である中谷道文議員より請願内容と請願理由について説明を受け審議に入りました。請願第 4 号少人数学級の早期実現や複式学級の編成基準の改善、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書、提出者、辰野町公立学校教職員組合執行委員長、前原修氏、紹介議員、中谷道文議員。本請願はどの子にも行き届いた教育をするために、少人数学級の早期実現と教職員定数増を求める意見書を、政府並びに関係行政官庁に提出することを要望する請願であります。教育長からは、部分的には多少の違いはあるが国の学級の基準は40人であり、長野県の実施している学級の基準は小学生が35人であること、これによる町内の学校でのクラス編成や教職員加配状況の説明を受けました。更に日本のGDPに占める教育費の割合はOECD加盟国の平均が5.数%に対し日本は3.1%であり、日本の教育費はあまりにも少ないとの説明もありました。県では2002年より独自に小学校全学年の30人規模学級を導入していたが、本年度からは選択的に30人規模学級を中学校 1 学年まで拡げました。問題は今年の中学 1 年生は35人学級にクラス編成をしたのに、来年度進級すると40人規模学級に戻すこととなり 5 クラスを 4 クラスに編成しなくてははいけません。そのことから35人以下学級の中学 3 年生迄への拡大を早期に実現して欲しいとの主旨である、との説明がありました。委員会では子どもの教育環境を考えた時、現在の国の基準より更なる少人数学級及び教職員定数増が望まれます。委員全員意

見書を提出すべきとして採択に決しました。請願第5号「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める請願書、提出者、辰野町公立学校教職員組合、執行委員長、前原修氏、紹介議員、中谷道文議員。本請願は平成24年度国の予算編成において、1. 国の責務である教育水準の最低保証を担保するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。2. 国庫負担金から既に除外した教材費・旅費・共済費・退職手当・児童手当などを復元すること、の意見書を国の関係機関に提出するよう要望する請願であります。三位一体改革が推し進められる中で負担率が3分の1に引き下げられ、義務教育費国庫負担制度の見直しを行い教材費・旅費を除外し、更に共済費なども対象から外しました。これらを元に戻して欲しいという請願です。審議のあと、将来を担う子どもの義務教育の費用であり請願の趣旨に賛同し、委員全員賛成にて政府及び関係行政官庁宛に意見書を提出すべきであると採択に決しました。請願第6号長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書、提出者、辰野町公立学校教職員組合、執行委員長、前原修氏、紹介議員、中谷道文議員。本請願は平成24年度長野県の予算編成に当たり、どの子にも行き届いた教育をするためにさきの請願第4号とほぼ同一内容のものを県に求めるものであります。県独自の30人規模学級は平成22年度から小学校6年まで実施されましたが、本年度は中学1学年まで拡がりました。更には中学3年生まで拡大を強く望むものです。委員からは複式学級のことなど意見が出ましたが、委員会として検討の結果、趣旨の通り長野県知事宛に意見書を提出すべきとして委員全員一致にて採択に決しました。以上、委員会における審査結果を報告し提案いたしますので全議員の賛同をいただきますようお願いし委員長報告といたします。

○議 長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(討論 なし)

○議 長

討論を終結いたします。はじめに少人数学級の早期実現や複式学級の編制基準の

改善、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書を採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり決しました。次に「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書を採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり決しました。次に長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書を採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり決しました。次に陳情第7号福島第一原発の事故対策の強化、原子力政策の転換、自然エネルギーの研究開発・普及等に関する国あて意見書の採択を求める陳情、について総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、船木善司議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長(船木)

陳情に対する委員長報告を行います。去る6月3日、当委員会に付託されました陳情第7号福島第一原発の事故対策の強化、原子力政策の転換、自然エネルギーの研究開発・普及等に関する国あて意見書の採択を求める陳情について、13日委員全員出席のもと、審査途中、原子力発電について認識を深めるため中部電力諏訪営業所、岩月課長、平井副長の出席を依頼し説明を受け慎重に審査を行いました。以下委員会の審査内容に沿って報告いたします。陳情第7号福島第一原発の事故対策の強化、原子力政策の転換、自然エネルギーの研究開発・普及等に関する国あて意見

書の採択を求める陳情、陳情代表者、上伊那地区労働組合会議、議長、平沢敦士氏。この陳情は福島第一原発の事故対策の強化、原子力政策の転換、自然エネルギーの研究開発・普及等を国に求めるとした陳情です。委員からは、国策として進めてきた原子力発電について停止、廃止への舵切りは非常に大きな問題であり、短時間では結論が見い出せない。また現在国内の供給電力量は3割余りを原子力に頼っており、原子力発電を即停止すれば、日本経済は破綻し国民生活は立ち行かなく成りはしないか。更に二重三重の安全対策を施し徐々に縮減し、自然エネルギーで賄えるよう早期転換を図るべきである。一方では原子力の廃棄物処理方法が確立していない現在、あまりにも危険であり停止・廃止すべきである。などの意見が出され、陳情の趣旨は一部理解できるとしながらも議論の末、原子力政策の転換について現段階では判断が難しく委員全員一致で継続審査といたしました。ここに委員会における審議結果を報告し全議員の賛同をいただきますようお願いするものであります。以上、委員長報告といたします。

○議 長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(討論 なし)

○議 長

討論を終結いたします。陳情第7号福島第一原発の事故対策の強化、原子力政策の転換、自然エネルギーの研究開発・普及等に関する国あて意見書の採択を求める陳情を採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり決しました。日程第7、追加提出議案の審議についてを議題といたします。はじめに議案第18号辰野東小学校管理教室棟耐震補強大規模改造工事（建築工事）請負契約についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(議案第18号 朗読)

○議 長

提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第18号辰野東小学校管理教室棟耐震補強大規模改造工事（建築工事）請負契約について提案理由を申し上げます。辰野東小学校管理教室棟耐震補強大規模改造工事（建築工事）につきましては落札者が決定しましたので、請負契約を締結したため辰野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は辰野東小学校管理教室棟耐震補強大規模改造工事（建築工事）。契約の方法は一般競争入札契約金額は2億2,365万円、契約の相手方は辰野町大字樋口1787番地、松田建設株式会社でございます。なお一般競争入札の応札者は7者でありました。以上、提案理由を申し上げます。内容につきましては教育次長から説明申し上げますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○教育次長

ご説明申し上げます。この工事は辰野東小学校の管理教室棟の耐震補強工事と大規模改造工事を行うものでありまして、建築工事のほかに機械設備工事及び電気設備工事があり、その内、予定価格5,000万円以上の建築工事について議会の承認をお願いするものであります。耐震補強工事によりI s値は0.4であったものが0.88へと改善される計画であります。大規模改造工事は昭和47年に建築された管理教室棟の老朽化に伴い耐震補強工事と併せて行うものでありまして主な工事として、現在2階にある職員室などを1階に移動して、学校の安全管理に配慮した配置とし、また様式トイレ、スロープなどを整備して障がいのある子どもが支障なく学校生活がおくれるようバリアフリー化を進めるものであります。以上であります。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第18号辰野東小学校管理教室棟耐震

補強大規模改造工事（建築工事）請負契約についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第18号は、原案のとおり可決されました。次に議案第19号平成23年度辰野町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

（議案第19号 朗読）

○議 長

提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは平成23年度辰野町一般会計補正予算（第3号）を提案するにあたりまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算は蛇石キャンプ場の藤棚改修工事、和太鼓の購入、平成23年5月28日から30日にかけての梅雨前線豪雨災害による重機使用料、測量設計委託料が主なものであります。その補正総額は985万円の追加であり予算総額は77億5,435万5,000円となりました。その概要を申し上げますと歳入につきましては繰越金、コミュニティ助成事業助成金の増額補正であります。歳出につきましては、商工費では蛇石キャンプ場の藤棚改修工事の工事請負費、ボランティアによる塗装の原材料費、教育費では和太鼓の購入、災害復旧費では農業施設災害関連としましては小野下村測量設計委託料、町単林道施設災害関係では重機使用量、林道小萱線復旧工事、公共林道施設災害関係では林道ぬるで沢線測量委託料町単道路災害関係では町道1166号線上辰野七蔵寺線、その査定測量委託料、上伊那広域連合への負担金、沢底穴山川及び川島の中谷川の重機使用料、原材料費の増であります。以上のとおり、補正予算の概要を申し上げましたが必要に応じて関係課長より説明いたさせますのでご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。

○根橋（3番）

7 ページですけれども、財源で今回財団法人自治総合センターからコミュニティ助成事業助成金ということで250万受け入れているわけですが、この財団法人自治総合センターというのはどのような団体で、このコミュニティ助成事業というのはどのような事業なのか、またほかにもこの総合センターというのはいろんな事業やっているのか、そのへんもちょっとご説明いただきたいと思います。

○まちづくり政策課長

今のご質問についてお答えします。自治総合センターにつきましてはですね宝くじを原資としまして、財団法人化されている団体でありまして事業としましては今回上げてありますコミュニティ助成事業のほかにはですね、防災関係、例えば自主防災組織の支援ですとかあるいは、公民館建設等の整備等々にですね助成金が出るものでありまして、今回の太鼓につきましてはですね一般コミュニティ助成事業というものでありまして、設備の整備ということの中でですね太鼓というものが入っております、その助成金をいただいて事業を行いたいというものであります。以上です。

○議 長

ほかにありませんか。

○成瀬（9番）

8 ページであります、保険料のボランティア活動保険料というふうになっておりますが、どういったボランティア活動に対しての保険料か説明をお願いいたします。

○産業振興課長

ご説明いたします。蛇石の藤棚を整理する既設の棚を取り壊す関係のボランティアを募集をいたしまして、この事業を行いたいというものでありましてその参加者に対する保険を掛けるものであります。以上です。

○議 長

ほかにありませんか。

○堀内（4番）

9 ページの和太鼓の関係の購入ですが、私の記憶だと多分公民館活動の中で和太鼓を購入して、もうかなり老朽化しているという多分ニュアンス、私は考えてい

るんですが今回、どのくらいの個数をどんな形で購入するかっていう内容のお答えをいただきたいと思います。

○教育次長

現在町で管理し一般団体にお貸ししている和太鼓が一式ございます。大太鼓から小太鼓まで含めて。これにつきましても老朽化してきておりまして順次使用団体の皆様のご協力をいただきながら補修をしていくということで考えておりますが、それだけですと貸し出しの申し込みに応えきれないという状況の中で、各地区や各団体で行う事業や練習に使っていただくために和太鼓、大太鼓から小太鼓まで全て一式ということで、ちょっと数字については只今持ってきておりませんので申し訳ございませんが、一式購入する予定でございます。以上です。

○議 長

ありませんか。

(な し)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第19号平成23年度辰野町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第19号は原案のとおり可決されました。日程第8、議員提出議案の審議についてを議題とします。発議第1号辰野町議会委員会条例の一部を改正する条例について、発議第2号辰野町議会会議規則の一部を改正する規則について、以上2件を一括議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第1号 2号 朗読)

○議 長

ここで提出者であります、岩田清議員より趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（岩田）

発議第1号、第2号の提案につきまして原案の趣旨説明を申し上げます。去る3月定例会におきまして辰野町議会基本条例が制定され、その第6条第2項において

町長等に反問権が付与されたことを受けまして、町議会委員会条例並びに同会議規則の一部を改正するものであります。発議第1号につきましては第20条の次に第20条の2を加え、常任委員会及び特別委員会への出席を要請された町長等は議員の質問に対して委員長の許可を得て、反問することができるように改正するものであります。発議2号につきましては第49条の次に第49条の2を加え、議会から会議への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して議長の許可を得て反問することができるように改正するものであります。この一部改正はいずれの議案も公布の日から施行します。以上、原案の趣旨説明をいたしました。全議員ご賛同の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。はじめに発議第1号辰野町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって発議第1号は原案のとおり可決されました。次に、発議第2号辰野町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって発議第2号は原案のとおり可決されました。発議第3号少人数学級の早期実現や複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書の提出について、発議第4号「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書の提出について、発議第5号長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書の提出について、以上、3件を一括議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第3号、第4号、第5号 朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。はじめに発議第3号少人数学級の早期実現や複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書の提出についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって発議第3号は原案のとおり可決されました。次に、発議第4号「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書の提出についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって発議第4号は原案のとおり可決されました。次に、発議第5号長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書の提出についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって発議第5号は原案のとおり可決されました。発議第6号中部電力浜岡原子力発電所の廃炉を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第6号 朗読)

○議長

ここで提出者であります根橋俊夫議員より趣旨説明を求めます。

○根橋（3番）

中部電力浜岡原子力発電所の廃炉を求める意見書提出についての議案の提案理由を申し上げます。当町から南南東約 150 km にあります中部電力浜岡原子力発電所は 1976 年に 1 号機が運転を再開し、5 号機まで増設をされてきましたけれども、その後 1 号機、2 号機は耐震補強に巨費が掛かるということから廃炉を決定し 2009 年 1 月には運転を終了しております。また 3 号機は現在定期点検中であって運転を停止しており、4 号機、5 号機については運転中でありましたけれども、政府は去る 5 月 6 日両機とも一旦休止するよう要請をし中部電力はこれを受け入れて現在両機とも休止をしております。政府は休止要請の理由として東海地震の震源域に入っているため地震や津波での備えが現状では不十分であり、新たな防波堤など巨大地震や津波を想定した中長期的対策が実行されるまでは運転を中止するべきだとしております。しかしながら 5 月 14 日には東京電力福島第 1 発電所の 1 号機は津波による損傷以前に、地震そのものによって圧力容器や配管に損傷があった可能性が明らかとなりました。さて東海地震想定震源域の中心にあります浜岡原発などの古い原発は地震の予見が少ない時代に建設をされ、安全性を事後的に確認して増設が繰り返されてきたという経過があり、近い将来高い確率で発生されると予測をされておりますマグニチュード 8 クラスの東海地震はじめ、東南海地震、南海地震などの巨大地震が発生すれば地震の揺れにより原発が損傷する可能性が高く、津波対策などを実施しても原発事故を防ぐことは困難であることが今度の東電の事故の経過から明らかになりつつあります。もし浜岡原発において、東電福島原発と同様な事故が起これば通年南風が多く吹いている伊那谷は高濃度の放射能汚染に長期的にさらされるおそれがあり、辰野町民は放射能汚染の恐怖と生活が破綻する困難に直面することになります。未来ある子どもたちへの影響は福島で現在起きている事態をみれば計りしれません。原発がなければ電力不足に陥って混乱するとの意見がありますが、中部電力はもともと原発依存量が低くて唯一の原発である浜岡の中電総発電力に占める割合は 10% あまりとなっております。現在停止している火力発電の活用と節電効果を合わせますと原発分の電力量は十分に賄えることが公表されており、5 月 23 日現在の中部電力の資料によれば原発なしの状態でも、この夏の供給の余力は 5% あるとされており、15% の節電目標が達成されれば電力需要は心配ないものと予測をされています。また原発技術は未完成であり今般の事故において、現在の知識技

術では原発をコントロールしきれないことが明らかとなり、使用済み核燃料の処理に至っては安全なものとして最終処分する方法がいまだに確立されておらず、国が設置をしました青森県六ヶ所村の再処理工場は事故続きで現在稼働をしておりません。これらのため浜岡原発においても使用済み核燃料が 6,243 体貯蔵されていると公表されており、震発生時のこの使用済み核燃料の安全管理も大きな問題であります。今大切なことは浜岡原発を廃炉にすることを決定をし、今後の発電対策については自然エネルギーを利用した発電システムの開発や節電による生活見直しなどについて国民的な議論を行い、原発に依存しない電力の確保に着実な一歩を進めることだと考えます。以上からさきほどの提案のとおり意見書について、国の方へ提出ということで全議員の賛同をいただきたくお願いをして、提案理由といたします。

○議長 長

これより質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長 長

質疑を終結いたします。討論を行います。反対討論ですか。

○宮下 (11番)

私は反対の立場から意見を申し上げます。只今提案されました中部電力浜岡原子力発電所の廃炉を求める意見書については、東日本大震災による東京電力福島第1原子力発電所の重大事故を教訓とした将来の電力エネルギー政策への転換は必要であり、趣旨については理解でき喫緊の課題であると考えます。しかし浜岡原子力発電所の運転停止により、今年の夏の電力確保について中部電力では電力供給力が確保できず、安定供給の目安である適正予備率8から10%を下回る2.4%と厳しい状況であるとのこと。各電力会社は他電力会社への電力供給融通ができない状況の中、東日本大震災からの早期復興や現在の厳しい経済状況からの回復を考える時、浜岡原子力発電所の即廃炉による電力不足は社会への影響が極めて大きいと考えます。日本国内の発電量の30%を占める原子力発電を直ちに止めて太陽光発電等の自然エネルギーへ転換することは、現段階では非常に困難が予測され実現までには長い時間を要すると考えます。先日の信濃毎日新聞による県内77市町村長アンケートによれば国内の原発ではあるが停止、撤廃16人、現状維持9人、一部容認34人との回答がありました。一部容認の中には将来へ向けてエネルギー政策の転換を求める

意見もあることは承知しております。辰野町においても今後、それぞれが節電対策対応への努力は必要であります。しかし近年個人住宅はオール電化が普及され、節電対策に耐えられるか不安もあります。また電力不足による企業の海外進出、それに伴う雇用問題の発生も考えられます。よってこの短時間での議会として結論を出せる事案ではないと判断し、今後引き続き調査、研究が必要であり即廃炉を求める意見書には反対いたします。

○議長

次に賛成討論を行います。

○永原（1番）

私は発議に対し賛成の立場で発言します。今、原発問題は本当に深刻です。毎日報道されていて不安で心配が絶えません。今福島県の現状はどうでしょうか。昨日のある新聞報道によれば『「原発50km福島郡山は今」という見出しで子どもにも体調異変じわり、大量の鼻血、下痢、倦怠感、放射線との関係は不明だが現実に異変が起こっているのは事実です』との記事がありました。また先日は相馬市の酪農家の方が「原発がなければ」と書き残し命を絶ちました。本当にやりきれません。また私の南相馬に住んでいる友人も原発の影響で本人はそこに留まっていますが、上の子は仙台の大学で暮らし、下の子は実家である下諏訪で就職をさせるようにしたということまで3箇所生活して本当に大変だと言っています。家族がバラバラに生活するようになってしまったと嘆いています。原発さえなければとつくづく本当に嘆いております。また今議会でも上伊那の各市町村の議会でも今議会に提出された原子力政策の転換、自然エネルギーの研究開発・普及等、原発に頼らないエネルギー政策に転換するよう国に意見書を提出するよう求める陳情書も採択する方向に上伊那も進んでおります。また辰野町でも今議会で根橋議員の浜岡原発の中止廃炉を求める取組みについての町の姿勢の質問でも、浜岡原発は廃止が望ましいとの町長の答弁でした。私も全くそのとおりでと思います。辰野町は安心安全なまちづくりを進めています。そのうちに決断するのではなく、今決断すべきだと思います。浜岡原発において、東電福島原発と同様な事故が起きれば辰野町及び伊那谷にもどれ程の被害が及ぶのかは計りしれません。命を生み育てる母親は特に不安で心配です。直ちに浜岡原発は廃炉にすることを決断し、今後の発電対策については自然エネルギーを利用した発電システムの開発や、節電による生活見直しなどについて国

民的な議論を行い、原発に依存しない電力の確保に着実な一歩を進めることを国へ要望していくべきだと思います。よってこの発議には賛成です。

○議長

ほかに賛成討論ありますか。

(なし)

○議長

討論を終結いたします。反対討論ですか。

○三堀（12番）

私は意見書に反対の立場でもって申し上げます。日本に今現在15箇所の原子力発電所56機の原子炉ですか、2機建設中と。更に14機が計画されております。電力が日本の経済産業、そして生活の一切を支えてきている。その30%を原子力発電が受け持っているわけです。その数字だけみても私は今回の即廃炉という考え方には賛成できません。目に見えないものと関係者は被爆の恐怖と戦いながら、福島第1原発の事故でギリギリの現場で最大限の努力をしております。人類が今日まで築き上げてきた社会、数々の困難を克服してきた長い長い道のりと今の福島第1原発の作業は同じであろうと私はそう思います。視点を変えて病原菌と戦う科学者もまた同じだと思います。まだまだ多くの病原菌が猛威を奮う恐怖は常に隣り合わせ。生きる者の世界の宿命だと思います。現在世界の国々で原発廃止の声が高まっております。私はその観点からしても今こそ日本の英知の見せどころだと、完全に抑え込んでしまう技術を世界のために人類のためにみせて欲しい。先進国の協力も必要でしょう。核の恐怖から人類は逃れられない、これはすぐ隣の北朝鮮みても中国、ロシア核開発は止みません。核の恐怖、中止、廃炉も結構です。それは代替エネルギーの開発が確立してからのこと。安全安心の恒久エネルギーが開発されれば自然に原発は切り替えられ、消えていく運命にあります。それまでは全ての原子炉に廃炉を考えることは一切反対です。以上です。

○議長

賛成討論ありますか。

(なし)

○議長

討論を終結いたします。これより発議第6号中部電力浜岡原子力発電所の廃炉を

求める意見書の提出についてを採決いたします。反対の意見がありましたので、採決は起立により行います。お諮りいたします。本案を、原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(起立 3名)

○議長

起立少数であります。よって発議第6号中部電力浜岡原子力発電所の廃炉を求める意見書の提出については、否決されました。日程第9、議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業常任委員長、福祉教育常任委員長、議会運営委員長より、別紙のとおり閉会中の継続審査申し出書が提出されております。お諮りいたします。議会会議規則第72条の規定により各委員長の申し出のとおり、議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しました。日程第10、辰野町議会議員の派遣についてを議題といたします。お諮りいたします。辰野町議会議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって辰野町議会議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。ここで町長から挨拶を受けます。

○町長

ご挨拶を申し上げます。6月3日から開会されました6月定例議会であります。2週間に亘る会期ということで、議会の皆様方には大変にご苦勞をおかけいたしました。今議会は改選後の初の定例会ということになりまして、傍聴の方々も大変大勢みえる日もございました。補助イスと言いますかイスを外部から補充する程でもあった日もあったわけでございます。また新人議員2名の皆さん方も立派な堂に入った質問をなされ、もって町民等しく新しい議員の皆さん方にも先輩議員と同様に期待が大きいものと拝察をいたしております。さて、明日からは第63回ほたる祭

りということであります。原点回帰という謳いでとにかく被災地、あるいは災害復興を願ってのほたる祭りと位置付けております。関係者の大勢の皆さん方がほたるを見て、癒されて、元気を出し、復興に向けて更に大きな力を個々に継続的に出していただく、そんなお祭りになることを期待いたしております。議員各位もそれぞれの持ち場持ち場で積極的なご協力をいただきたい、このようにお願いを申し上げます。議員各位が日頃町にかける熱意に感謝を申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶といたします。

○議 長

以上で本日の会議を閉じます。これもちまして6月3日に開会いたしました、平成23年第6回辰野町議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

1 1 . 閉会の時期

6月17日 午後 15時 15分 閉会

この議事録は、議会事務局長 飯澤 誠、庶務係長 赤羽裕治の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 番

署名議員 番